

先進的デジタル技術活用実証プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の中小企業等の技術の高度化や生産性の向上を推進するため、中小企業者等を含む複数事業者の連携体が行う先進的なデジタル技術を活用した実証プロジェクト（以下「補助対象事業」という）に対する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 2 この要綱において「中小企業者」とは、千葉県内に本店を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社（法人格を有しない個人は除く。）をいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は除く。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 3 この要綱において、「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び土業法人をいう。
- 4 この要綱において「土業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。
- 5 この要綱において、「中小企業者等」とは、千葉県内に本店を有する中小企業者及びその他法人をいう。
- 6 この要綱において、「その他法人」とは、次に掲げる法人をいう。
 - (1) 千葉県内に本社を有する財団法人若しくは社団法人等であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人
 - (2) 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人）以下の特定非営利法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）
- 7 この要綱において「連携体」とは、2以上の者によって、本要綱に定める事業を

実施することを目的とする組織をいい、それ自身が法人格を有することを要しない。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、補助対象事業を行う複数事業者の連携体とする。

2 連携体を構成する場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成者に、1以上の中小企業者等を必ず含めること。
- (2) 構成者はいずれも法人であること。
- (3) 連携体の中から、代表者を1者選定すること。
- (4) 代表者は共同実施する補助対象事業の中核として、補助対象事業の申請、運営・管理、報告、補助金の受け取り等を行う責任を負うこと。

(補助対象事業及び経費等)

第4条 補助金の対象となる事業及び経費等は、別表に定めるとおりとする。また、別表に掲げる事業に類するものとして知事が認めるものについては対象とすることができる。ただし、次に掲げるものについては、補助の対象とならない。

(1) 法令等に違反する事業

(2) 補助を受けようとする事業を行う法人その他団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 国、県等における他の補助金・助成金、競争的資金の対象となった事業

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)及び役員等名簿(第3号様式)、その他知事が定める資料を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して補助金の交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 知事は、規則第4条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付決定を行うに当たっては、予めその内容及び補助金の適否について先進的デジタル技術活用実証プロジェクト選考委員会設置要領に規定する選考委員会に意見を聴かななければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条及びこの要綱の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事の定める軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) その他知事が必要と認める条件
- 2 前項(1)の軽微な変更とは、補助金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。
 - (1) 補助対象経費の20%以内の減少となる内容の変更をするとき
 - (2) 補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき
 - (3) 補助対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたら

さない事業計画の細部を変更するとき

(承認の申請)

第8条 前条第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が規則第10条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、募集要領に定める期日又は交付決定の属する会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、規則第14条の規定により、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 知事は規則第16条第1項の規定により、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第16条第2項の規定により、概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれか

に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(暴力団密接関係者)

第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、補助事業を行う団体などの役員等が第4条第1項アからウのいずれかに該当する者である団体とする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、第15条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第19条 知事が必要があると認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

第20条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分（他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し

又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第21条第1項に規定する、本事業により取得した財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間を準用する。

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書(第9号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、当該取得財産等の耐用年数を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(知的財産権の帰属)

第21条 本事業の実施により補助事業者に生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として補助事業者に帰属するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和5年3月20日から施行する。

別表（第4条）

補助対象事業	デジタル技術を活用し、県内を実証フィールドとする実証プロジェクト
補助率	5分の4以内
補助限度額	1,500万円

経費区分	対象経費
人件費	人件費
事業費	機械器具等借上料
	備品費
	消耗品費
事務費	報償費
	通信運搬費
	広報活動費
	調査費
	安全対策費
その他	外部委託料
	その他知事が認める経費